第12期第1回胆振地区海面利用協議会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月28日 10:00~10:45
- 2 開催場所 室蘭市 むろらん広域センタービル 3 階大会議室A
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議事事項
 - (1) 北海道及び胆振地区海面利用協議会について
 - (2) 遊漁船業の適正化に関する法律の改正について
 - (3) 太平洋クロマグロの資源管理について
 - (4) マツカワ採捕の制限等について
 - (5) さくらます船釣りライセンス制について
 - (6) 胆振管内における秋さけ資源の状況について
 - (7) その他(情報提供)
 - ・ 小型旅客船の安全設備義務化について
 - ・胆振管内の各港湾における規制について

5 議事の顛末

(事務局)

ただいまから、第12期第1回胆振地区海面利用協議会を開催いたします。 本日の進行を務めさせていただきます、胆振総合振興局水産課の大沼です。どうぞ、よろしくお願いいたします。開会にあたりまして、胆振総合振興局産業振興部水産課課長の菅原からご挨拶を申し上げます。

(菅原課長)

胆振総合振興局水産課長の菅原です。第12期最初の胆振地区海面利用協議会の開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様や関係機関の皆様には 年度末の何かとお忙しい中本協議会にご出席いただき、大変ありがとうございます。この胆振地区海面利用協議会ですが、漁業も海洋レクレーションも盛んな当管内では、これらの皆様の調和を図るため、平成6年から設置しておりますが、時代とともに当協議会の役割も大きく変わりまして、従来は関係者で何かを協議し決めて頂くことも多くありましたが、現在は、道行政推進にあたり、有識者である皆様からそれぞれの立場において意見を伺う事を主として、またこの会を期に行政情報の報告発信を行う場として開催しております。

今回、コロナの影響もありまして、平成 30 年度以来、5年ぶりの開催となりますが、この間、関係 法令が沢山改正されておりまして、海面を利用する上で安全や資源管理の強化徹底が求められることとなり、また、海洋環境も大きく変化する中、管内の漁業でも本来取れるべき魚が取れなくなる 等大きな変化に見舞われているところです。

本日の議題ですが、報告説明事項がメインとなりますが、遊漁船業法の改正やクロマグロの遊漁に関して、また、最近特に減少している管内の秋さけ資源の来遊状況等、今期の当議会で、今後、 検討や議論が必要になると思われる内容を含め盛り沢山の内容でご用意してございます。

胆振管内の海面を利用する方々として忌憚のないご意見等頂きたくお願い申し上げます。それで は本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

まずは、本日、出席していただいた委員の皆様を紹介させていただきます。(出席者名簿により紹

介)

続きまして、時節柄大変お忙しい中、御出席をいただきました関係機関の方々を御紹介いたします。(出席者名簿により紹介)

事務局の振興局出席者は、(出席者名簿により紹介)。皆様、本日はよろしくお願いします。次に、 お手元の配布資料の御確認をお願いします。

会議次第、出席者名簿

- ・資料1 北海道・胆振地区海面利用協議会の概要 裏面に委員名簿
- ・資料2 改正遊漁船業法について
- ・資料3 太平洋クロマグロ資源管理について
- ・資料4 マツカワ採捕の制限等について
- ・資料5 さくらます船釣りライセンス制について
- ・資料 6 胆振管内における秋さけ資源の状況について
- ・資料7 小型旅客船の安全設備義務化について

です。不足している資料等があれば、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、会議に入ります、第 12 期の協議会開催は今回が第1回目となりますので、議題1として、北海道及び胆振地区海面利用協議会についてご説明させていただくとともに、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

海面利用協議会の概要についてです。 当協議会は、海面における漁業、遊漁と海洋性レクリエーションの紛争の予防及び調整や解決を促進し、海面の円滑な利用を図ることを目的として平成 6 年から設置しており、現在、当委員会は、道が施策を検討するにあたって参考とするため、関係者から意見聴取する場として、全道的な見地から意見を伺う北海道海面利用協議会と、地域の課題等について意見を伺う全道 1 0 地区の地区協議会がございます。これまでは、秋さけや、さくらます船釣りライセンス制に関することや、さけ・ます有効利用調査等を議題に開催してきており、胆振地区海面利用協議会ではマツカワの資源保護等を議題に開催しております。また、本協議会は北海道庁の「付属機関等の設置及び運営に関する基準」に基づき、協議会の資料、議事概要をホームページにより公表することになりますので予め承知ねがいます。海面利用協議会の概要は以上となります。

次に、胆振地区海面利用協議会第12期の委員の皆様についてご紹介します。

漁業関係者として、いぶり噴火湾漁業協同組合で理事を務められています、阿部 重徳 委員、 苫小牧漁業協同組合で代表理事組合長を務められています、伊藤 信孝 委員。

遊漁関係者として、胆振管内さくらます船釣りライセンス制実行委員会の事務局を務められています、エンルムマリーナ室蘭の 安藤 英喜 委員、遊漁船海友丸の船長で、さくらます船釣りライセンス制実行委員会の室蘭市遊漁船代表も務められています、長谷川 保 委員。

学識経験者及び公益代表者として、白老町役場農林水産課の菊池 拓二 委員。

以上7名の委員の皆様を、第12期胆振地区海面利用協議会委員として選任しています。

今期、第 12 期のの当協議会座長について、協議会規約第4により、胆振総合振興局長が座長を指

名することとしていることから、学識経験者・公益代表者委員として漁業者・遊漁者の中立の立場であられる、白老町役場 菊池委員を指名しています。菊池委員は本日欠席されていますので、このあとの議事につきましては、胆振総合振興局水産課の菅原課長に進行をお願いすることとしたいのですが、皆様よろしいでしょうか? (異議なしの声)

(菅原課長)

議事進行を務めます、菅原でございます。

皆さんの協力を得ながら議事を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。本日の協議会は、「附属機関等の設置及び運営に関する基準」に基づき、協議会終了後、本日の資料と協議会での発言を取りまとめた議事概要を公表することになっておりますので、ご了承願います。

それでは、議事を進めていきたいと思います。議題2「遊漁船業の適正化に関する法律の改正について」、事務局から説明いたします。

(事務局)

資料番号は、資料2です。着座にて説明させていただきます。

国は、令和5年6月に、安全管理の取り組みを強化するため、遊漁船業を営む根拠である「遊漁船業の適性化に関する法律」を改正し公布しました。

さらに、令和6年4月1日を施行日と決め、1月中旬から全国で遊漁船業者向け説明会を開催しているところで、2月には道主催の説明会も開催したところです。 水産庁が作成したパンフレットで少し内容を紹介します。大きく変わるのは2点。1つ目は、利用者の安全性向上のため、遊漁船業者及び遊漁船業務主任者の新たな責務について、2つ目は、地域の水産業との調和を図るため、遊漁船業に関する協議会制度を創設することができるようになるということです。では、1つ目の遊漁船業者の新たな責務についてです。3ページ目をご覧ください。まず、新たな業務規程ですが、これまでも業務規程を作成して、道に届出をしてもらってますが、新たに利用者の安全管理に関する業務や、従事者への教育の実施に関する業務などの記載が必要となります。なお、これまでは、遊漁船業者の登録後に営業を開始するまで届出していましたが、今後は、登録・更新時に予め提出いただくことになりました。また、新たな記載事項は、現在、遊漁船業の登録を受けている全て方に、あらためて業務規程を作成していただき、令和6年8月末までに振興局に提出いただくことになります。

2つ目は、遊漁船業務主任者の管理や教育について、遊漁船業務主任者の役割は、利用者の安全確保の要ですので、衝突事故がないよう適切に見張りを実施することや、利用者に守ってもらうルールを教える、指示するといった従来の責務に加え、①出航前の検査等、②出航判断等への意見、③利用者に対する安全確保のための指導・助言、④瀬渡しの場合の巡回等、⑤乗務記録の作成が必要となります。このほか、遊漁船業務主任者になるための実務研修の必要日数の延長や、実務研修を実施する者(これまでの規定なしから遊漁船業務主任者として1年以上の実務経験を有する者)の変更などです。

また、遊漁船業務主任者の欠格要件について厳しくなりました。これまで、業務改善命令により 遊漁船業務主任者を解任された場合、再度、遊漁船業務主任者になるまでは2年間でしたが、今後 は5年間に延長されました。

3つ目は、重大な事故が発生した際の都道府県への報告です。これまでも業務規程で報告を求めていましたが、今後は法令で報告が義務付けとなりました。

4つ目は、利用者の安全確保等に関する情報の公表です。今後は、利用者の安全確保や利益保護

のために講じた措置などに関する情報を、原則、自社が管理するインターネットにより公表することになっています。これは、常時使用する従業員が1人以下か自社HPを持たない場合は、営業所への掲示で可能となります。これは、利用者がより安全性の高い事業者を選べるようにするための措置ということです。5つ目は、損害賠償措置についてです。これまでは、定員一人当たり3千万円以上でしたが、見直しにより定員一人当たり5千万円以上の保険に加入することが必要となりました。6つ目は、遊漁船業者登録票のインターネット提示です。これまで、遊漁船、営業所で掲示していましたが、原則、インターネットで公表することになりました。こちらも、常時使用する従業員が1人以下か自社HPを持たない場合は、従来どおりとなります。

5ページ目に、先ほど説明した遊漁船業務主任者の新たな責務の内容、7ページ目に損害賠償措置の内容が記載されています。8ページ目は、安全確保等に問題のある遊漁船業者への措置についてです。先ほど、遊漁船業主任者への欠格事項が強化されたことについて説明しましたが、遊漁船業者も問題があると判断された場合は、①登録の有効期間の短縮、②登録・更新時の欠格期間の延長と拒否要件の追加、罰則の強化が変更となっています。

9ページ目は、遊漁船業に関する協議会制度についてです。今回の法改正で、遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者を構成員として協議会を組織できる制度が創設されました。意図しては記載しているとおり、出向可否判断の統一基準やトラブルの解決などを想定されています。これについては、全道の海面利用協議会でも議論されているところですが、道としても、協議会の範囲や構成員、制度の活用方法について現在検討しているところですので、現段階では情報提供としてお伝えしておきます。説明は以上です。

(菅原課長)

ただいまの説明のとおり、安全管理の取り組みを強化するため、今回、国では、遊漁船業法を改正したとのことです。遊漁船業に携わる皆様自らが対応して、安全管理を徹底していただきますようお願いしたいと思います。こちらについては、何か意見のある方はいらっしゃいますか。

(特になし)

皆さま既にこの内容については十分ご存じのことと思います、意見等なければ、次の議題 太平 洋クロマグロの資源管理について、事務局よりお願いします。

(事務局)

引き続き説明させていただきます。クロマグロですが、ご承知のとおり資源が激減したことから、 国際合意に基づき、 親魚資源量を回復させるため、厳しい資源管理措置に取り組むことになり、 遊漁に対しても、広域漁業調整委員会指示に基づく、採捕に係る周知がなされたという経緯です。

令和 6 年度もこれまでと同様に、小型魚の採捕は禁止、釣れた場合は速やかにリリースをお願いします。大型魚については、釣ったものの重量、海域を水産庁に報告してください。昨年度までは、陸揚げ後の報告は 5 日以内としていまいたが、今年度からは 3 日以内に短縮となりました。また、違反があった場合の措置が迅速化されており、今後は、違反が確認された場合は、直ちに指示に従うねき命令が発出されることになり、命令に従わない場合、漁業法第 191 条に基づき、罰則として 1 年以下の懲役、50 万円以下の罰金等が適用されます。資料 2 ページ目です、これまでと同様に、大型魚のキープは一人一日一本までとなっています。今年度の時期別採捕数量は次のとおりです。資料 3 ページ目です。令和 5 年度の遊漁での採捕実績です。時期別の採捕数量について超過の恐れがある場合は採捕禁止となることがあります。都度、水産庁のホームページでの周知及び振興局から

も通知しているところですが、釣りをされる場合は水産庁ホームページで確認いただきますようお 願いします。

資料の下段ですが、遊漁で採捕したクロマグロを営利を目的に販売し利益を得ることは、沿岸くろまぐろ漁業、という扱いになり、漁業を営むものとみなされることから、沿岸くろまぐろ漁業の承認について定めた広域漁業調整委員会の指示に違反することになります。資料4ページ目は、過去の違反事例として水産庁のHPに公表されているものです。

(菅原課長)

ただいま事務局から説明のあったとおり、漁業者は

資源量を回復させるため、厳しい数量管理を実施しているところです。このクロマグロの資源量を 回復させるためには、漁業者も遊漁者も一緒になって、全体で取り組みが必要になります、管理体制 も強化されているところですので、皆様のご協力をお願いいたしたいと思います。これについて何か 意見や質問などございますか。(なしの声)

次に、マツカワの採捕の制限について、説明します。

(事務局)

「マツカワの採捕の制限等」について説明します。

マツカワについては皆様ご存じのことと思いますが、平成 18 年から種苗放流を実施、平成 23 年 以降 150 トン/年の漁獲を維持できる資源水準を目指し、種苗放流とともに資源管理として全長 3 5 c m未満の魚の再放流を実施してきました。これまで行っている規制内容として、漁業者や遊漁者を対象に海区漁業調整委員会指示を行い、漁業者には、漁協による漁業権規則や、底引き網も対象として資源管理協定を締結し海域全体で資源管理に務めていただいております。これまでの種苗放流や漁業者及び遊漁者の資源管理措置への理解もあり、令和 5 年度は 12 月末現在で約137トンの漁獲、漁獲金額で約1億5千万円となりました。引き続き、漁業者及び遊漁者の皆様のご理解をいただき資源管理を進め、今後も持続的に資源を利用できるようご協力お願いします。マツカワの資源管理の説明は以上です。

(菅原課長)

順調にマツカワについては放流と資源保護により資源づくりがなされているところです、引き続き ご協力をお願いいたします。

次に、さくらます船釣りライセンス制について、説明します。

(事務局)

資料番号は、資料5です。

全道的に実施しています船釣りライセンス制について説明します。ライセンス制とは、海区漁業調整委員会の指示により、海域を指定し、サクラマスや秋サケの釣りを禁止し、ライセンスを受けた者に限り、一定条件の下で 釣りができるようにする制度で、道内5海域で実施されています。ライセンス制を導入するに至った経緯としては、漁業者と遊漁者が同じ限られた海域、同じ期間、同じ資源を利用しますので、漁具被害、海難事故、トラブル、資源の持続的利用など問題となるケースがありました。そこで、道としては、漁業者と遊漁者の海域を利用するルールの合意形成を促進させ、海区漁業調整委員会指示により現在まで行ってきております。

胆振管内では、冬期間に餌を探して沖合に回遊することから、この資源の管理のため、ライセンス制を導入しているものです。

資料の 1 ページ目は、全道のライセンス制の状況を記載しています。直近ですと、令和 4 年度か

ら網走・斜里海域において、ライセンス制を導入しています。当海域におけるライセンス制導入以降の状況は資料の裏面になります。承認隻数、釣獲日数の推移となっています。ライセンス取得数に関しては近年 170 件程度で推移、釣獲日数については年ごとに漁場形成の状況などから大きく変動する状況となっています。

(菅原課長)

皆様のご協力により、毎年ライセンス制を実施させていただいているところです。承認隻数は今年は減っているところですが、今年はサクラマス、場所によっては良いのかなという話も聞いていますが、何か皆様は今年の状況など、こんな感じだったよというようなことですとかありましたか。 (長谷川委員)

胆振地区、檜山地区でライセンス制を実施していて、そこはいいんですが、極端に言うと向かい の渡島に関して言うと、まるっきり、簡単に言えば無法地帯。胆振の人はちゃんとやっているとい うか、普通にやっているんですけど、あっち行くと一日に 100 本とか、一人 50 本とかそういう話も 出ている。実際にいる魚は、この時期にこの界隈を回遊していって、次の川に向かっていくので胆 振からも一回、いなくなっちゃう。でまた回ってくる。このサクラマスでいうと、知床と室蘭胆振、 渡島、檜山とあるけど、知床と渡島は無法地帯というか、やりたい放題。そこに関して、何かない のかなと思う。やってない管内にもサクラマスはいっぱいいるし、そこで漁師も獲るしPBでも獲 るし。全道的にとは言わないけど、釣れるところでもう少しライセンス制に向けて考えてもらえれ ばと。クロマグロに関しては全道的に国の規制で釣れないが、実際には沖で見えますけど釣れるこ とは滅多に無いので、あまり関係ないと言ってしまえばそうですが、実際に釣れるところでサクラ マスの資源管理っていうのがなされているのかという思い。胆振に関しては河川もあるしふ化事業 もそれなりにやっている、後志にお金を寄付していますよね。そうじゃないところからも取るべき だと、私は思います。承認隻数が減っているのは、PBの人の高齢化、船自体は減っている、やっ ている人は一生懸命やっているが、やってない船はだんだん辞めてったり高齢化で、かつそんなに 若い人も増えていない。やっているところはいいが、やってない地区に関してそこでたくさん釣れ るのはどうなのかなと。そういうのは道の人に何か言ってもらわないと。そっちの方の人との調整 も今度あるとは思うんですけど。

うちらも調子のいいとき、凪のいいときは向こうまで行ける、実際に室蘭からも行っている船が行っている、でやりたい放題釣れるんです。で、白老からこっちまではだんだん釣果が落ちてくると。元気のいい人はね。俺はもう一回行って懲りちゃったけど(笑)。2時間くらい走れば行けるし、行って何十本と釣ってこれるという状況はある。行ったら危ないよとは言っているが。簡単にいうと渡島がある意味うらやましい訳じゃ無いけど、無法地帯ってのはちょっとあれかな。っていう。(菅原課長)

分かりました。色々これから施策の検討のためご意見として参考にさせていただきます。

スタートは皆さんご存じと思いますが、20年前胆振管内に越冬群がすごく居て、調査したら釣果もかなりあったということでスタートしているんですが、みなさんの意見のとおり環境の変化もあって、資源の広がりなどもあって色々あると思います。道としても色々考えていかなければいけないと思います、ご意見ありがとうございます。

次に、胆振管内における秋さけ資源の状況について、説明願います。

(事務局)

資料番号は、資料6です。

胆振管内における秋さけ資源の状況についてです。近年、管内に限らず北海道の太平洋全般で 秋サケの来遊が低迷していまして、胆振管内においてもここ数年秋サケの来遊そのものが大きく 減少しており、漁業においては漁獲が減少し、遊漁においてもさっぱり釣れくなったとの声が聞 こえ、近年特に減少傾向にあることは皆様もよくお分かりかと思います。本日は、秋さけの資源 の状況等について、改めて説明しますので今後の当協議会の運営等の参考にしたいと思います。

資料1ページ目、秋サケの秋さけの一生となります。秋さけは、北海道をはじめとする全国の河川で生まれて、遠くオホーツク海、ベーリング海を回遊して4年経ったら日本の沿岸に戻ってきます。北海道では、ふ化放流事業で、戻ってきた親魚から卵をとって、稚魚を不可させ河川に放流し、その資源が4年たったら放流した河川に戻ってくるサイクルで資源をつくっています。

まず、ふ化放流事業では図の①~④、秋にも度ってきた親魚を捕獲し、捕獲した親の魚から卵をとり受精させふ化させ、 ふ化後も育成し、春に河川等から放流を行ってます。その後、全道の河川等から放流されたサケの稚魚は、その年の夏には図の⑤のオホーツク海に移動して、次の年には⑥北太平洋西部に移動し越冬、その後、⑦成魚になるまで夏にベーリング海、冬にはアラスカ湾に移動等を行き来して過ごします。そして、\$4年目成魚になった放流した川に戻ってきて⑨漁獲したり、遊漁で釣ったり、4年後の資源のために親魚を捕獲してふ化放流事業に使用しています。どの程度の魚が放流した戻ってくるかというと1%~5%といわれていますが、現在回帰が悪く1%前後となる事も多いです。単純計算で、100尾の稚魚を放流すると、1%なら1尾帰ってくる。ということになります。

このように秋サケの資源づくりはふ化放流事業と資源の回帰が大変重要となります。

資料の2ページ目です。胆振管内の秋さけ資源づくりの増殖体制であるふ放流状況です。

胆振管内では、太平洋 5 河川、噴火湾 2 河川の計7河川で親魚の捕獲を行っておりまして、稚魚の放流は系11河川、4 カ所程度で行っています。これまで胆振では、49,700尾の親の魚を捕獲計画し、その魚から採卵することで、毎年42,400,000尾の稚魚を育成し、放流しています。

このうち、仮に2%の魚が帰ってくるとしたら、約85万尾が帰ってくることになります。

この秋サケの増殖に係るふ化放流事業ですが、漁業者の負担金で行われています。

資料の3ページ目です。北海道では、さけ・ますの増殖を行う河川では、親魚の来遊遡上の時期に河口付近でさけ・ます釣りを禁止していまして、時期、区域を指定し河口区域での漁業、遊漁を規制となります。資料は北海道が発行している、フィッシングルール&マナーの抜粋です。

秋サケについては○印のついた河川となっています。丁度、2ページ目の赤色の河川と一致していると思います。管内では、8月20日もしくは9月1日から12月10日までの規制となっています。

資料の4ページ目は、ここ10年間の胆振管内の秋さけの漁獲状況です。

近年、資料のとおり、秋さけは大変な来遊不信で、漁業においても漁獲量は激減しています、 このため、漁業者側でも資源づくりのため早期の網あげなどに取り組んでいるところです。水産 課としては、漁業者だけの取り組みでは出来ない部分もありますので、管内の秋さけ資源の効率 的な増殖に向けて、皆さんとも力を合わせて、何ができるかを考えていきたいなと思っています。

(菅原課長)

皆さんもご存じのことと思いますが、秋さけ資源についてです。

(長谷川委員)

秋さけじゃ食っていけない、ここ5年くらいダメ。

(菅原課長)

おっしゃるとおり、特にここ5年くらいが特に減少しています。皆さんと色々共有して考えて行きたい。何か意見などありますか。

(伊藤委員)

資源量は説明のとおり。我々漁業者としてはどうしたらいいのか、苦慮している。資源保護のためにはふ化放流というのは大事な事業かなと思っています。今後、皆さんと何かしら協議しながら、親魚確保のために何か出来ることが無いか、考えていってもらいたいということは、我々漁業者の意見としてお伝えしておきたいです。

(菅原課長)

秋さけ、帰ってこなくなったなあというのは皆さんの実感としてあろうかと思います。秋さけはふ 化放流事業が最初のスタートで、重要なのかなと我々としても思っています。ほかに意見ありますか。 今日で何かということではないのですが。

(長谷川委員)

全道的にでしょ。だって、オホーツクだけでしょ。有珠の漁師も知ってるけど、商売にならないと聞く。うちらも沖に行ってもサケの跳ね一切ありません。前はまだ下に潜っているサケはいた、暑いからね。水温のせいで浮いてこないのかなと。今は底にもどこにも何にも居ないってくらい、回遊がないです。

(菅原課長)

ちょっと座長としては離れるんですが、ふ化放流事業ってとても大事ですが、中々海洋環境の変化が激しくて、帰ってくるまで死ぬことが多い、だから、健康で良い稚魚をつくろうと、増協さん、ふ化放流事業をやってもらっている。餌を変えたりなどいろんな取り組みをしている。もう一つあるのが、良い親がいっぱいいると、健康な稚魚が育ちやすいという点もある、親が少ないとそこに苦労する。よく遊漁者の皆さんから言われるのは 4000 万尾放流したらいんだべやみたいな、4000 万尾の稚魚を放流するためにはその倍卵がいると言われているんです。今はカツカツの状態でやれているのかなというところもあり、色々検討しなければならないと水産課としては考えている、座長としてということではなく、個人的な意見も含んで。

伊藤組合長からも話があったとおりで、こういう話になるのかなと思ってこういった資料などを用意したところ、全体の話は道庁に上げますし、管内の話については、出来ることは管内で考えなくてはいけないと考えているところ。今後とも検討していきたいと考えています。

議題としては以上になります。情報提供として、小型旅客船の安全設備の義務化について、本日運輸局さんがいらっしゃっていないので、振興局から説明します。

(事務局)

情報提供として運輸局さんの所管になりますが、皆様関わりのあることと思いますので振興局からお話しさせていただきます。遊漁船等の一般船舶の安全設備の義務化についてお知らせします。知床遊覧船事故の発生を受け、定員13人以上の旅客船、及び、定員12人以下でも、旅客を乗せて事業を行う船舶として遊漁船について、法定無線設備、自船位置情報を発信できる、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等の安全設備の原則義務化を予定しているとのことです。

この義務化については、パブリックコメントや製品の開発状況などを踏まえ、現在適用日は検

討中となっているとのことです。資料の中段に、法定無線設備の義務化対象範囲が記載されています。定員12名以下の遊漁船について、海域を航行する場合業務用無線設備または衛星電話の設備義務化を予定するというものです。資料の下段、非常用位置等発信装置の義務化対象範囲です。

対象海域を航行する場合EPIRBまたはAISの積みつけ義務化を予定するというものです。資料裏面にいきまして、改良型救命いかだ等についてです。

水温と航行海域に応じ不要となる場合はありますが、改良型救命いかだ等の積みつけ原則義務化を 予定するというものです。詳細については、JCI、小型船舶検査機構にお問い合わせくださいます ようお願いします。

もう一点、情報提供させていただきます。

資料はありませんので、口頭で説明させていただきます。

胆振管内には、室蘭港、白老港、苫小牧港の三つの港湾があります。

港湾施設については、貨物船やコンテナ船、漁船、プレジャーボート、遊漁船など、多くの船舶の航行があることから安全管理の面で、遊泳、潜水行為を禁止としているところです。

室蘭港、苫小牧港に関しては、既に遊泳、潜水行為を禁止としていましたが、白老港は潜水行為のみ禁止となっていました。このたび令和6年4月1日から、白老港についても遊泳、潜水行為が禁止となります。情報提供ということで、お伝えさせていただきます。

(菅原課長)

本日予定されている議題を終了しましたが、何かご意見などありませんか。

海上保安部さん、何かございますか。(なしの声)無いようですので、以上をもちまして、第12期 第1回の、胆振地区海面利用協議会を終了します。